

目次

1 児童虐待とは	1
(1) 児童虐待の定義.....	1
(2) 児童虐待の分類.....	1
(3) 児童虐待としつけの違い.....	2
(4) 児童虐待の発生要因.....	2
(5) 児童虐待が与える影響.....	3
2 児童虐待の早期発見のポイント 基本的視点	4
(1) 「虐待かも」という視点をもつ.....	4
(2) 「虐待」の放置も「ネグレクト」.....	4
3 児童虐待のサイン	4
(1) 「不自然さ」こそ最も重要なサイン.....	4
(2) 家庭・地域で.....	5
(3) 病院、乳幼児健康診査などで.....	5
(4) 保育所（園）、幼稚園、学校などで.....	6
4 児童虐待の発見	7
(1) 児童虐待かなと思ったら.....	7
① 児童虐待かなと覚えることが支援のはじまり.....	7
② 積極的な声かけ.....	7
③ 通告はためらわず.....	7
(2) 相談者からの聴き取りのポイント.....	7
① 相談者への配慮.....	7
② 聴き取り内容.....	8
③ 子ども本人から聴き取る場合のポイント.....	8
④ 家族、親族から聴き取る場合のポイント.....	8
(3) 芦屋市児童虐待（疑い）通告受付票.....	9
(4) 児童虐待の重症度と対応.....	11
5 児童虐待（疑い）の相談	12
(1) 通告の方法.....	12
(2) 通告内容.....	12
(3) 通告のポイント（注意点）.....	12
① 決して一人で抱え込まない.....	12

② 守秘義務の徹底	13
③ 通告後の継続的な支援の必要性	13
6 それぞれの立場での発見と初期対応	13
(1) 地域の中で	14
(2) 集団生活の場で	15
(3) 乳幼児健康診査、保健師による家庭訪問などの場で	16
7 児童虐待の予防と支援	17
(1) 地域ぐるみでの子育て支援	17
(2) 住民への啓発	17
(3) 保護者への支援	17
(4) 情報収集	18
(5) 担当機関への引き継ぎ	18
8 芦屋市の児童虐待への取り組み	19
(1) 家庭児童相談室の役割	19
(2) その他の取り組み	19
9 芦屋市要保護児童対策地域協議会	20
(1) 芦屋市要保護児童対策地域協議会の概要	20
(2) 会議の構成	20
① 代表者会議（同第6条）	20
② 実務者会議（同第7条）	21
③ 個別ケース検討会議（同第8条）	21
④ 招集（同第6～8条）	22
⑤ 調整機関（同第9条）	22
⑥ 緊急受理会議	22
⑦ 守秘義務（同第10条）	22
(3) 各機関の役割	23
(4) 要保護児童対策地域協議会の流れ	25
(5) 要保護児童対策地域協議会の組織図	26
10 法令・要綱	27
11 アセスメントシート	35
12 連絡先一覧	37